

消防施設自動販売機設置要項 (平成29年度)

茨城西南地方広域市町村圏事務組合(以下「広域組合」という。)は、公有財産を有効に活用するとともに、設置業者の選定に公平性を図る観点から、消防施設に自動販売機の設置を希望する事業者を募り、見積合せによって設置者を決定する。

見積合せに参加を希望する事業者は、設置要項及び貸付仕様書を熟読すること。

また、必ず現地を確認し、内容を承知した上で応募すること。

なお、現地を確認する際は、事前に本要項16に記載してある問い合わせ先へ連絡すること。

1 応募資格

次のいずれかの資格を有する事業者とする。

- (1) 古河市、下妻市、坂東市、常総市、八千代町、五霞町、境町(以下「構成自治体」という。)に本店、支店、営業所を有する法人または個人。
- (2) 当広域組合に自動販売機を設置した実績を有する事業者。

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 広域組合の構成自治体で示された契約に係る指名停止措置要綱等に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の申立てをしていないこと。
- (6) 国税及び市町村民税の未納がないこと。

3 見積合せに関する事項等

- (1) 件名 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部
消防施設自動販売機設置場所貸付
- (2) 自動販売機の貸付場所及び貸付場所寸法等
 - ① 「仕様書 貸付場所及び貸付場所寸法」のとおりとする。
 - ② 現況と仕様書に相違がある場合は、現況を優先する。

4 貸借期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間（更新なし）

ただし、庁舎修繕、改築等により上記期間が短くなる場合や設置場所の移動が生じる場合は、広域組合消防本部（以下「消防本部」という。）が設置者に対して事前に文書で通知し、設置者は消防本部の指示に従うものとする。

5 販売商品の種類等

（1）販売品目 酒類、ノンアルコール飲料、カップ飲料を除く良質な飲料類とし、事前に消防本部と協議すること。

ただし、仕様書に販売種類を指定する場合においては、この限りではない。

（2）販売価格 標準販売価格（定価）の90%以下とする。

ただし、消防本部が必要と認める飲料水等については、別途協議し設定すること。

6 遵守事項

（1）禁止事項

自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

（2）自動販売機本体

① 貸付面積に収まる大きさとし、デザインは公序良俗に反しないもの及び著しく華美でないものとする。

② 機種指定は、仕様書に記載のとおりとする。

③ 災害対応型自動販売機の設置には、災害対応型であることを表示すること。

（3）環境対策

① 省エネ

「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種を努めて設置すること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種を努めて設置すること。

（4）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。ただし、アンカー止めは不可（禁止）とする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準」（日本自動販売協会及び日本自動販売機工業会制定）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めること。また、屋内であっても「自動販売機の堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し犯罪防止に努めること。

(5) 管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情の対応については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を自動販売機本体に明記すること。

(6) 回収ボックスの設置及び空き容器の回収

回収ボックスはプラスチック製蓋付きのものとし、販売飲料容器に応じたものを所定の位置に設置すること。また、回収ボックスから容器が溢れたり周囲に散乱しないよう定期的に容器を回収するものとする。

また、回収ボックスに設置者名を明記すること。

7 費用負担等

(1) 賃借料

見積金額（年額）に消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。ただし、屋外区画においては、見積金額（年額）を賃借料とする。

- ① 賃借料の納入については、年度ごとに消防本部が指定する方法で、期日までに納入すること。
- ② 消費税法等の改正によって消費税等率に変動が生じた場合は、契約の変更手続きを行うことなく、相当額を加減した賃借料とする。ただし、経過措置等を定める場合はこの限りではない。

(2) 設置及び撤去

自動販売機の設置、維持管理及び撤去（原状回復含む）に係る費用は、設置者が負担すること。

また、自動販売機には電力を計測するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る）を設置し、その電気配線工事に係る費用を負担するものとする。ただし、電力会社との直接契約が可能であるものについては、この限りでない。

(3) 電気料金

- ① 電気使用量を計測するための子メーターが示す月間電気使用量に、施設ごとの月額電気料金（基本料金含む）を基に算出した単価を乗じて得た額とする。
ただし、電力会社との直接契約が可能であるものについては、この限りでない。
- ② 年2回（9月、3月末日締め）、消防本部が指定する方法で、期日までに納入すること。

(4) 売上手数料

消防本部において徴収しない。

(5) 売上等報告

毎月の売上げ本数（個数）、金額及び子メーターの表示する月間使用電力量を、毎月末締めに

て翌月の10日までに報告すること。

8 貸付場所の返還

契約満了及び解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置者の責任と負担により原状回復を行い、消防本部による確認を受けなければならない。

ただし、消防本部が原状回復を要しないと認める場合はこの限りでない。

なお、解除による納入済みの賃借料は還付しない。

9 特記事項

(1) 災害発生時の対応

災害等により災害対策本部からの要請があった場合は、自動販売機内の在庫飲料を無償で提供すること。

(2) 自動販売機による事故

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、消防本部の責に帰さない事由による場合は、設置業者が補償すること。

(3) 商品・機種等の盗難・破損

消防本部は、自らの責によることが明らかな場合を除き、自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、設置業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置業者が負担するものとする。

(4) 設置台数の見直し

各施設における自動販売機の利用状況等により、同一施設内に自動販売機を追加（増設）することがある。

(5) その他

この要項の定めのほか、運営や使用に関し疑義が生じたときは双方協議のうえ解決を図るものとし、協議が整わないときは、消防本部の解釈により決定するものとする。

10 設置要項の配布日時

設置要項その他関係書類は、広域組合管内の施設に設置を希望する事業者に次の期日に開催する設置要項説明会において配布する。

自動販売機設置要項説明会 平成29年1月19日（木）13時30分

11 参加申請

見積合せに参加を希望する事業者は、申請書類一式を消防本部企画課に提出し、参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申請期間

平成29年1月27日（金）から平成29年2月6日（月）までの、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜、日曜及び正午から午後1時までの間を除く）

(2) 申請場所

古河市中田1683番地9

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 企画課

電話：0280-47-0125（直通）

(3) 申請書類（各1部提出）

	提出書類	様式	提出者
①	見積参加申込書	様式第1号	全事業者
②	誓約書	様式第2号	全事業者
③	取扱商品提案書	様式第3号	全事業者
④	契約の実績一覧・営業実績一覧	別表1及び2	新規参入事業者
⑤	印鑑登録証明書		全事業者

※ ①「見積参加申込書」は、参加を希望する区画に○を付して下さい。

(4) 申請方法

申請期間内に、申請に必要な書類を申請場所に持参又は郵送すること。

なお、提出書類は返却しない。

1.2 参加資格の確認等

消防本部において上記1.1(3)の申請書類により見積合せ参加資格の有無を確認し、平成29年2月13日(月)に見積依頼書を事業者に送付するものとする。

1.3 質疑書及びその回答

見積合せの内容等に質疑がある場合は、下記の受付期間内に質疑書(様式第4号)を提出すること。なお、FAXを所有していない者は事前に申し出ること。

(1) 質疑受付期間

平成29年2月20日(月)の午前9時から午後4時まで(必着)とする。

(ただし、正午から午後1時までの間を除く)

(2) 提出方法

質疑がある場合のみ、様式第4号を消防本部企画課に持参するかFAXにより提出すること。

(3) 質疑書の回答

① 回答日 平成29年2月24日(金) 午後1時から3時まで

② 場所 消防本部企画課にて閲覧とする。

1.4 見積合せの方法及び開札の日時

(1) 見積価格

① 見積書に記載する金額は、年額(1年間分・消費税抜き)とする。

② 落札価格は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算したもの(1円未満の端数は切捨てる)とする。ただし、屋外区画においては、消費税及び地方消費税を加算しない。

(2) 見積合せ方法

① 封筒及び見積書の記載方法

ア. 封筒

- ・ 下記の図を参照すること。
- ・ 封筒は、1件（1区画）ごとに見積書1通とする。
- ・ 封筒の大きさは任意とする。

イ. 見積書

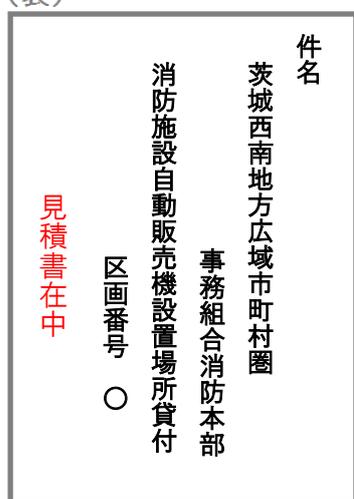
- ・ 様式第5号を使用し、区画（番号）ごとに作成すること。

② 提出方法： 消防本部 企画課 に持参又は、郵送すること。

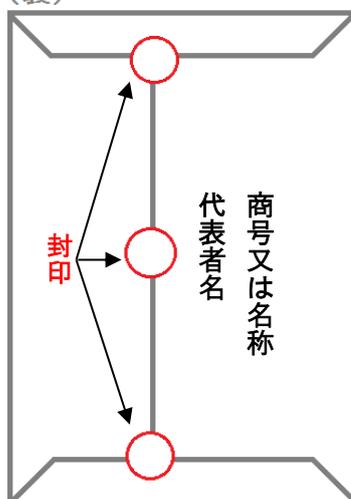
③ 費用負担： 見積書の作成等に要する費用は、全て事業者の負担とする。

④ 提出期限： 平成29年2月27日（月）から平成29年3月7日（火）午後4時まで
（ただし、正午から午後1時までの間を除く）

図（表）



（裏）



※1 封印は代表者印、社印、事業者の印等によるものとする。

※2 封筒内には、見積書以外の書類等を同封しないこと。

(3) 見積書の無効

- ① 参加資格のない者が提出した見積書
- ② 同一の見積合せについて2以上の見積書を提出した者
- ③ 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積書
- ④ 上記14(2)の規定によらない見積書
- ⑤ 封筒に記載された内容と見積書に記載された内容が異なる見積書
- ⑥ 見積金額、氏名、印影の誤脱又は識別しがたい見積書及び金額を訂正した見積書

(4) 予定価格 非公開とする。

(5) 見積合せの日時及び場所等

① 日時及び場所： 平成29年3月8日（水） 午後1時30分から
古河消防署2階大会議室

② 見積合せは公開によるものとし、傍聴を希望する場合は、会場に来場すること。ただし、見

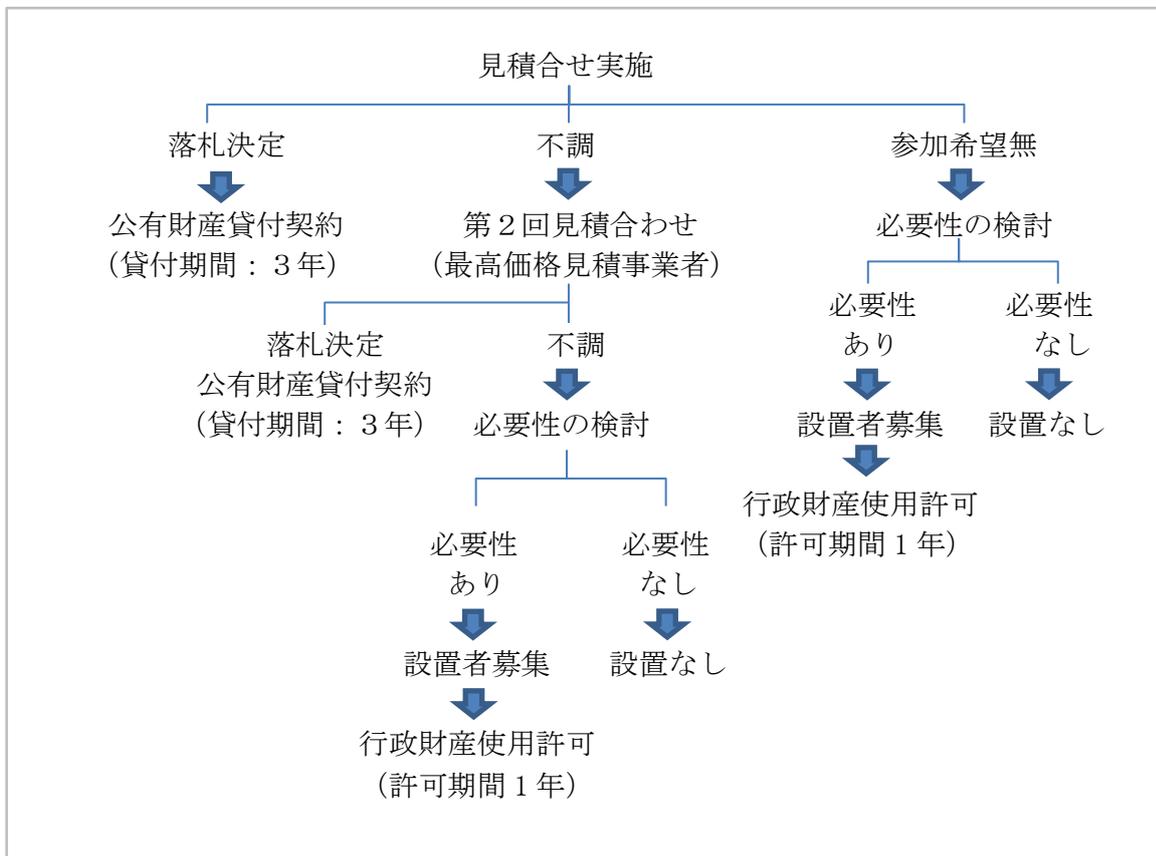
積合せ参加資格者のみとする。

③ 見積合せの立会人は、担当課以外の職員を充てるものとする。

(6) 落札者の決定方法

- ① 当消防本部が設定する予定価格以上で、最高価格をもって有効な見積書を提出した事業者とする。
- ② 複数区画のある施設については、取り分け方式とし、一方の区画を落札した場合には、当該落札業者並びに同一飲料メーカー取扱い事業者が提出した次の区画の見積書は無効とします。
- ③ 同価の見積書が2者以上になった場合は、後日くじ引きにより落札者を決定する。
- ④ 予定価格に満たない場合は、最高価格の見積書を提出した事業者が当消防本部の指定する期限までに第2回目の見積書を提出するものとする。第2回目見積合せにおいても予定価格に達しない場合は不調とする。

(8) 不調または参加者無しの場合の取り扱い（フロー）



1 5 見積合せの結果公表

結果については、落札者に速やかに連絡し、契約手続きについての説明を行う。また、当消防本部企画課で閲覧することができるものとする。

1 6 問い合わせ先

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部企画課

電話：0280-47-0125（直通）

FAX：0280-47-0075